様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2024年9月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきかいしゃほしゆう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ほしゆう  （ふりがな） ほしのこうじ  （法人の場合）代表者の氏名 星野光治  住所　〒959-0232  新潟県燕市吉田東栄町7-8  法人番号　7110001016077  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ほしゆう　DX戦略2024 | | 公表日 | 2024年　8月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ほしゆうHPで公表記載箇所  経営理念  DX基本方針  <https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 記載内容抜粋 | 企業経営の方向性　経営理念  私たちの最終目的  　自らの幸福のために  我が社の使命  　個性的な販売促進の創造  明日の世界のために  　企業活動で社会に貢献しよう  情報処理技術活用の方向性　DX基本方針  今世の中では、情報や体験といった非物質的な事象に価値を見出されています。  私たちは、その世の中に対し、これまでの経験・ノウハウを投入し、且つ、最先端のテクノロジーを融合して新しい世の中に枠にとらわれない新しい価値を創造していきます。  箱を開ける全ての人に、開ける瞬間のワクワク・ドキドキを提供するパッケージを創造し続ける為、  従来より大切にしている当社製品QCDE全てをDXを行うことで、全てを最大化していきます。  今まで色や形状に拘り続けた生産技術をDXにより生産現場や営業現場へより協力な武器として  従来の事務プロセスにある協力な品質保証体制をさらに強靭にしていきます。  その為にも、当社にある全てのデータの利活用を行い、新たな価値へ変化させていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年度5月13日取締役会にてDX戦略2024は承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ほしゆう　DX戦略2024 | | 公表日 | 2024年　8月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ほしゆうHPで公表記載箇所  3.DX戦略  <https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 記載内容抜粋 | 経営理念に定める「個性的な販売促進の創造」この具体的なステートメントを提供するため、まずはSTEP1にて、紙情報のデジタル化を強力に行う。  STEP2にて、STEP1でデジタル化したものを情報として活用する体制をRPAやダッシュボード等の  ソリューションを通じて実施していく。また、暗黙知等の情報をナレッジDB等への登録を推進していく。さらには、STEP3にて、データの利活用に着手、過去の類似案件等の情報を活用し提案の速度・精度、品質  をアップさせるとともに、製造環境での品質判断等役立て生産性を向上させます。また、AIを活用し、類似案件にはとどまらず、未知の新規案件に対しても、従来の調査・研究に関わる業務を拡張させて生産力を向上する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年度5月13日取締役会にてDX戦略2024は承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ４．体制・人材育成  <https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 記載内容抜粋 | 当社のICT推進室にてDX推進機能を加える。  実部執行総括責任者（専務取締役）を中心として、DX専任担当者を配置し、DXを推進します。  ICT推進室が、各部・課へのDXリテラシーを浸透・向上させ、将来的に全社的なDXリテラシーの向上による全体巻き込みを図る。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ５．デジタル技術・環境整備  <https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 記載内容抜粋 | 当社はDX推進のために表のデジタル技術の導入や環境整備に取り組みます。また、ICT推進室を中心にシステム内容の検討を行い、適宜刷新を図ってまいります。  個人端末の配備をおこなうことによるデジタルデータの入力強化をおこなうとともに、バックオフィスのペーパーレス化を推進します。その後、統合システムのアップデートやRPAシステムとの連係による効率化をおこない、各種システムの有効範囲を広げていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ほしゆう　DX戦略2024 | | 公表日 | 2024年　8月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社ほしゆうHPで公表記載箇所  6．数値目標（KPI)  <https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 記載内容抜粋 | 当社は、DX推進の達成状況を測る指標として下記を定めます。  毎年年2回、実行計画アセスメントを行った上でその結果を反映し各チームで実行計画を見直し月一回評価を行いながら実行計画目標を達成するように工夫していきます。  取り組み内容および目標値（KPI）は以下の通りです。  １．24ほしゆうDXスタート  生産管理入力情報の強化  全ての品質チェックシート情報及び、チョコ停情報が生産管理システムに連携され分析可能な状態となる。  営業情報システム強化  2024年中に70%の営業が入力  2025年には100%の営業が全て入力し、営業週報の作成等を無くす。  バックオフィスペーパレス  2025年社内申請関係書類0化  社内ー社外関係文書のデジタルアー2026-2027カイブ化  ２．2027ほしゆうDXベース始動  バックオフィスRPA稼働  2025年RPA業務専門家を1名設置  2028年までに1部門20業務をRPA化  数値指標のダッシュボード化  2026までにダッシュボード作成  2027以降社内20か所へのサイネージ設置  ナレッジDBの稼働  2024-2025年に掛けてコンセプト検討、2027年に試作、2028よりナレッジDBの運用開始がなされている。  ３．2030ほしゆうDX深化  ノウハウ・経験+AIによる提案スピードの向上  本内容の可能性検討を着手し  2029までにトライアルを行う  製造最適化によるQCDの向上  上記でのデジタリゼーションの成果をAI等を活用していく  本内容の可能性検討を着手し  2029までにトライアルを行う |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　20日 | | 発信方法 | 株式会社ほしゆうDX戦略2024に基づき、2024年10月21日に株式会社ほしゆう社内に全社集会において、DX方針を発信していく。  また、本内容を会社HPに掲示<https://www.hoshiyu.co.jp/2113/> | | 発信内容 | 現在アフターコロナの現状況においても不安で先が見えないという困難な状況が続いています。  箱を開ける全ての人が、開ける瞬間のワクワクドキドキを得られるため、私たち株式会社ほしゆうにはデジタル技術とデータ活用が不可欠だと確信しています。  その為にも、社員の負担軽減のための各種ソリューションの導入等を積極的に行い、箱を求める人の声に耳を傾ける時間を増やし、新たなパッケージの可能性を見つけていきたいと思います。  代表名：代表取締役社長　星野光治  DX推進管掌：専務取締役　海老塚健史 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | DX推進者のリーダーシップの下で、デジタル技術の動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を、「DX推進指標自己診断フォーマット」を利用して行い、IPAの自己診断結果入力サイトより提出している。  提出日：2024年8月20日 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃　～　　　現在 | | 実施内容 | 情報セキュリティ方針を公表し、セキュリティアクション制度に基づき二つ星宣言を行った  自己宣言ID：　　40191636739 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。